

熊本県児童家庭支援センター運営業務委託 審査基準

◎審査項目配点

【配点10点】 10点 優れている 8点 やや優れている 6点 普通 4点 やや劣っている 2点 劣っている

【配点5点】 5点 優れている 4点 やや優れている 3点 普通 2点 やや劣っている 1点 劣っている

◎加算項目配点

【配点5点】 1項目該当 → 1点、2項目該当 → 3点、3項目以上該当 → 5点

◎採点方法:委員一人あたり 10点×7項目 + 5点×6項目 = 100点(満点)

◎採用基準点数:平均点(委員全員の合計点÷委員の人数)が最も高い者を受託候補者として選定し、50点未満の場合は不合格とする。

委員名

		選考基準項目(評価のポイント)	配点	採点
運営方針				
1	○児童福祉施策、社会的養育、児童虐待の現状等に関する理解ができるおり、本事業の趣旨を正確に理解した提案内容となっているか。 ・所管予定地域における児童虐待の現状や課題を把握している。 ・運営方針が「児童家庭支援センター設置運営要綱」に沿ったものになっている(同要綱 1 目的参照)。	10		
業務処理体制				
2	○児童に係る相談業務に関する専門的な知識、経験及びノウハウ等を有しているか。 ・これまでの児童に係る相談業務に関する実績を有している。 ・支援実績がある場合、具体的な対応方法や蓄積された知識が記載されている。	10		
3	○有資格者や実務経験年数を有する等、適切な職員体制が整っているか。 ・既に配置予定職員を確保している。 ・これから職員を確保する場合は、その方策や見込みが、実現可能なものになっている。 ・配置する職員は、ケースワーク等に係る豊富な経験を有している。	10		
4	○職員の相談・支援等の技術等向上に向けて、どのように取り組むか。 ・業務体制の工夫など、職員のスキルアップに向けた支援が具体的で、実施可能なものになっている。	10		
5	○適切な個人情報の管理が確保されているか。 ・相談スペースが個室であるなど、相談内容が他の来訪者に聞こえない工夫や、他の来訪者から見えない工夫がされている。 ・相談記録等の管理など、個人情報の保護について、具体的な運用や対応が定められている。	10		
6	○休日及び夜間、緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ的確に行うことができるよう支援体制が整っているか。 ・センターの設置予定場所が、児相からの距離を踏まえた上で、遠隔地への迅速な対応のために適切な場所になっている。 ・休日及び夜間、緊急時等の連絡方法や対応手順が具体的で、実施可能なものになっている。	10		
7	○児童相談所、市町村、学校、警察その他関係機関との連携その他の支援体制が整っているか。	10		
事業内容				
8	○地域・家庭からの相談に応じ、援助計画を作成し、計画的な援助の実施を図る体制・方法が具体的で、かつ効果が見込まれる内容となっているか。	5		
9	○市町村の求めに応じ、要保護児童対策地域協議会と共同し、適切な支援を行う体制・方法が具体的で、かつ効果が見込まれる内容となっているか。	5		
10	○児童相談所から指導委託を受けた場合、児童相談所と密接な連携を取り、適切な支援を行う体制・方法が具体的で、かつ効果が見込まれる内容となっているか。	5		
11	○目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動になっているか。 ・センターの目的や利用方法の周知について、具体的で効果的な計画が記載されている(周知方法、媒体、市町村広報誌の利用等)。また、限られた予算の中で、効果的な広報活動のための工夫がされている。 ・看板や掲示板を設置するなど、センターの所在が明確にする工夫がされている。	5		
その他				
12	○センターの年間所要額について ・予算の範囲内で、人件費が適切に配分され、その他事業実施のための費用が社会通念上適切に確保されている。	5		
加算項目	○持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例第3条第3項及び同条第4項に基づく取組を行っているか。 ①熊本県ブライ特企業の認定を受けていること。 ②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があること。 ③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があること。 ④熊本県SDGs登録制度又はパートナーシップ構築宣言に登録していること。	5		
	合 計	100		